第五章 原子力災害からの産業の復興及び再生のための特別の措置

第一節 産業復興再生計画及びこれに基づく措置

(産業復興再生計画の認定)

第三十六条 福 島県知 事 は、 福 島復興再生基本方針に即して、 復興庁令で定めるところにより、 原子 力災害

による被害を受けた産業の復興及び再生の推進を図るための計画 (以下「産業復興再生計画」という。)

を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

2 産業復興再生計画には、 次に掲げる事項を定めるものとする。

一 産業復興再生計画の目標

二 前号の目標を達成するために推進しようとする取組の内容

 $\equiv$ 第一号の目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする産業復興再生事業 (次に掲げ

る事業で、 第三十八条から第四十八条までの規定による規制 の特例措置の適用を受けるものをいう。 以

下同じ。)の内容及び実施主体に関する事項

1 福島特例通訳案内士育成等事業 (福島において福島特例通訳案内士 (第三十八条第二項に規定する

福 島特例通訳案内士をいう。)の育成、 確保及び活用を図る事業をいう。)

口 商品等需要開拓事業 (福島における地域の名称又はその略称を含む商標の使用をし、 又は使用をす

ると見込まれる商品又は役務 の需要の開拓を行う事業であって、 福島 の地 域  $\hat{O}$ 魅力の増進に資するも

のをいう。)

ノヽ 新品種育成事業 (新品種 (当該新品種の種苗又は当該種苗を用いることにより得られる収穫物が福

島 において生産されることが見込まれるものに限る。)の育成をする事業であって、 福島  $\mathcal{O}$ 地 域 O魅

力の増進に資するものをいう。)

二 地 烈熱資 源 開 発事 業 (福· 島 にお 7 て地熱資源が相当程度存在し、 又は存在する可能性が ある地域で

って、 地熱資源の 開発を重点的に推進する必要があると認められるものにおいて、 地熱資源 の開 発 を

実施する事業をいう。)

ホ 流通 機 能向上事 業 (流 通業務施設 (トラックターミナル、 卸売市場、 倉庫又は上屋をいう。 以下ホ

及び第四十六条第二項において同じ。 )を中核として、輸送、 保管、 荷さばき及び流通加 工 を 体的

に行うことによる流通業務の総合化を図る事業又は輸送網の集約、 配送の共同化その他の輸 送の合理

化を行うことによる流通業務の効率化を図る事業 (当該事業の用に供する流通業務施設の整備を行う

事業を含む。)であって、 福島における流通機能 の向上に資するものをいう。)

政令等規制事業 (原子力災害による被害を受けた福 島 の産業の復興及び再生に資する事業であって

政令又は主務省令により規定された規制に係るものをいう。

1

地方公共団体事務政令等規制事業(原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生に資

政令又は主務省令により規定された規制

(福島

の地方公共団体の事務に関するも

のに限る。 に係るものをいう。) する事業であって、

前号に規定する産業復興再生事業ごとの第三十八条から第四十八条までの規定による特別 の措置 一の内

容

兀

五. 前各号に掲げるもののほか、原子力災害による被害を受けた福島の産業の復興及び再生の推進に関し

必 要な事 項

3

前項  $\mathcal{O}$ 規 制 の特例措置」 とは、 法律により規定された規制 に ついての第三十八条から第四十 -六条ま で

に規定する法律の特例に関する措置及び政令又は主務省令(以下この項において「政令等」という。)に

興庁令 令 1 より規定された規制についての第四十七条の規定による政令若しくは復興庁令(告示を含む。) (第六十四条ただし書に規定する規制にあっては、 これらの措置 主務省令」という。) |の適用を受ける場合において当該規制 又は第四十八条の規定による条例で規定する政令等の 主務省令。 の趣旨に照らし福島県がこれらの措置と併 第四十七条及び第四十八条にお 特例に関する措置 ・主務省 いて「復 せて

4 三号に規定する実施主体 福 島県知事 は、 産業復興再生計画を作成しようとするときは、 (第四十二条及び第四十五条を除き、 以 下 あらかじめ、 「実施主体」という。) 関係市町村長及び第二項第 の意見を聴か

実施

し又はその実施を促進することが必要となる措置を含むものとする。

なけ

ればならない。

5 次に掲げる者は、 をすることについての提案をすることができる。 福島県知事に対して、 第一 項の規定による申請(以下この節において「申請」という

- 一 産業復興再生事業を実施しようとする者
- 6 前項 前号に掲げる者の の提案を受けた福島県知事は、 ほ か、 当該提案に係る産業復興再生事業の実施に関し密接 当該提案に基づき申請をするか否かについて、 な関係を有する者 遅滞. なく、

をした者に通知しなければならない。 この場合において、 申請をしないこととするときは、 その理由を明

5 かにしなけ ればなら かない。

7 申 請 には、 次に掲げる事項 を記載した書面 を添付しなければならない。

第四 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 規定により 聴い た関係 市 町 対長及び実施主体  $\mathcal{O}$ 意見  $\mathcal{O}$ 概 要

第五 項の提案を踏まえた申請をする場合にあっては、

8 福 島県知 事 は、 申請に当たっては、 当該申請に係る産業復興再生事業及びこれに関連する事業に関する

当該提案の

概

要

規制 12 っい て規定する法律及び法律に基づく命令(告示を含む。 の規定  $\mathcal{O}$ 解釈について、 当該 法 律 . 及び

法律に基づく命令を所管する関係. 行 政 機 関  $\mathcal{O}$ 長 (当該 行 政 機関 が 合 議 制  $\mathcal{O}$ 機関 である場合にあ 0 7 は 当

該行 政機関。 以下同じ。)に対し、 その確認を求めることができる。この場合において、 当該 確 認 を求 8

5 ħ た関係行政機関 の長は、 福島県知事に対し、 速やかに回答しなければならない。

9 内 閣 総 地理大臣 は、 申 · 請 が あ 0 た産業復興再生計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、 その認

定をするものとする。

福 島復興再生基本方針に適合するものであること。

当該産業復興再生計画の実施が原子力災害からの福島の復興及び再生の推進に寄与するものであると

認められること。

三 円滑かつ確実に実施されると見込まれるものであること。

10

内

閣

総理大臣

は、

前

項の

認定をしようとするときは、

産業復興再生計

画に定められた産業復興再生事

業

に関する事項について、 当該産業復興再生事業に係る関係行政機関の長の同意を得なければならない。

11 内閣 総理大臣は、 第九項の認定をしたときは、 遅滞なく、 その旨を公示しなければならない。

(東日本大震災復興特別区域法の準用)

第三十 七 東日 本大震災復興 特 別 区域法第五 条から第十一条まで (同 条第七項を除く。  $\mathcal{O}$ 規定 は、 産 業

復興再生計画について準用する。 この場合において、 同法第五条中「認定」とあるのは 福 島復興再生 特

別措置法第三十六条第九項の認定」と、 同条第二項中 「前条第十項」とあるのは 「福島復興再生 特 莂 措 置

法第三十六条第十項」と、 同法第六条第 一項中 「認定を受けた特定地方公共団 体 とあり、 同法第七条第

項中 「特定地方公共団体 ( 以 下 「認定 地 方公共団 体 という。)」 とあ ŋ, 同 条第二 項、 同法 第 八条 並

びに同 法第十 条の見出し並びに同 条第一 項及び第三項中 「認定地方公共団体」 とあり、 同法第十 条第

再生 復興 事 体 項中 事 は 第 置法第三十六条第九 あ 業 業 とあ 八項 福 る 福 (以下この 特 再 島  $\mathcal{O}$ 「申請をしようとする特定地方公共団体 別 生特 とあ る 復興 は 中 島 措  $\tilde{O}$ 復 るのは 福 認定 置法第三十六条第十一 興 別措置法第三十六条第九項各号」 は 再生特別 再 条及び次条にお 島 福 生 I 県知· 地 島 特 方 「産業復興再生事業」 と、 事 復 項の認定を受けた」と、 措置法第三十六条第四項 公共 別 興再生特 措置法第三十六条第二 団体 ۲, 同法第八条第二 . 等 \_ 同法第六条第 いて 別措置法第三十六条第九 とあ 項」 「認定 ŋ́, と、 と、 項、 地 同 並 方公共団体等」 と、 項 び 法第十 同法第九条第一項中 第十条第二項並びに第十一条第一項及び第八項中 項第三号に規定する産業 から第十一 同条第二 (地域協議会を組織するものに限る。 に 中 同 同 条第三項中 条第六項 一項中 条 認定を受けた」 項」 項まで」  $\mathcal{O}$ という。 見出 「第四条第三項から第十一項まで」 と、 中 し及び 「第四 「当該 と、 同 「第四条第九項各号」 \_ 条第二 とあ 同 復興 提案をし 条第十一 同法第七 とあり、 条 第八項 項 るの 再 生 中 項」 条第一 事 は た認定地 「復 中 業 同 乛 とあ 興 条第二 「復 (以下 項中 又は認定地方公共団 推 福 とある 方公共 興 る 進 島 項 特 復興  $\mathcal{O}$ 事 「第四 産 は 業 別 とあるの 0 業 再 団 第三 意 復 福 とあ は 見 復 条 生 体 第 等 書」 項 興 興 特 島 福 及び 推 る 九 復 再 別 لح لح 進 は 興 島 生  $\mathcal{O}$ 項 措

ある

0

は

福

島復興再生特別意見書」

と

同条第

項中

第

八項並びに次条第一

項」

とあるの

は

「第八項

復興 計 と 画 再  $\mathcal{O}$ 生 区 同項及び同条第八項中 特 |域 莂 清置法: とあるのは 第五 条第 「福 |島県の| 「申請に係る復興推進計画の区域」 項 に規定する福島 区域」 と、 同 復興 条第四 (再生基本方針) 項中 「復興特 とあり、 と 莂 区 並びに同条第二項中 同 域基本方針」 条第五 項中 とある 「復興 特  $\mathcal{O}$ 「復興推 别 は 区 福 域 進 基 島

本方針」 とあ るの は 同 項  $\mathcal{O}$ 福 島復興再生基本方針」 と 同条第六項中 通 知 ľ なけ ń ば とあ る 0) は

通 知するとともに、 遅滞なく、 かつ、 適切な方法で、 国会に報告しなければ」と、 同条第九項中 復 興 特

別意見書 の提出」 とあるのは 「第六項 の規定による内閣総理大臣の報告又は福島 復興 (再生特) 莂 意 見 書  $\mathcal{O}$ 提

出と、 当 該 復興 、特別意見書」 とあるの は 「当該報告又は 福 島 復興 [再生特別意見書] と読 み替えるも  $\mathcal{O}$ 

とする。

2 福 島 原知事 は 前項の規定により読み替えて準用する東日本大震災復興特別区域法第十一条第 項の 提

案及び同条第八項の意見書の提出をしようとするときは、 あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴 か なけ 'n

ばならない。

(通訳案内士法の特例)

第三十八条 福 島 県知事が、 第三十六条第二項第三号イに規定する福島特例通訳案内士育成等事業を定めた

る東日本大震災復興特別区域法第六条第一項の変更の認定を含む。 産業復興再生計画について、 その認定を受けたときは、 内閣総理大臣の認定 当該認定  $\mathcal{O}$ 日 以 が後は、 (同条第九項の認定をいい、 当該福 島特例通訳案内士育成等事業に係る福 以下この節において同じ。 前条第一項において準用す を申 島 特例 請 通

訳案内士については、 次項から第十三項までに定めるところによる。

2 福 島 |特例 通訳案内士は、 福島において、 報酬を得て、 通訳案内 (通訳案内士法 (昭和二十四年法律第二

百十号) 第二条に規定する通訳案内をいう。 第四項及び第六項において同じ。) を行うことを業とする。

3 福 島特例 通訳案内士については、 通訳案内 士法の規定は、 適用しない。

4 福 島 県 知 事 が 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 認定を受けた産業復興再生計 画に基づい て行う通訳案内に関する研修を修了した

者は、 福島において、 福島特例通訳案内士となる資格を有する。

5 次の各号のいずれかに該当する者は、 福島特例通訳案内士となる資格を有しない。

年以上の懲役又は禁錮 の刑に処せられた者で、 刑の執行を終わり、 又は刑の 執行を受けることがな

くなった日から二年を経過しないもの

第八項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により業務の禁止の処分を受けた者で

当該処分の日から二年を経過しないもの

三 通 訳案内士法第三十三条第一 項  $\bigcirc$ 規定により通訳案内士の業務の禁止 の処分を受けた者で、 当該処分

 $\mathcal{O}$ 日 か ら二年を経過 しな 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 

匹 外 国 |人観 光 旅 客  $\mathcal{O}$ 旅 行 の容易化等 の促進による国際観光の振 興に . 関 する法律 (平成 九 元年法律 第 九 +

号) 第二十四条第三項において準用する通訳案内士法第三十三条第一 項の規定により地域限定通

訳

士 0) 業務の禁止の処分を受けた者で、 当該処分の日から二年を経過しな Ł

五. 総 合特 莂 区 域法 (平成二十三年法律第八十一号) 第二十条第九項に お 1 て準 用する通訳案内  $\pm$ 法第三

十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規定により · 国 際 戦 略 総合特 莂 区 域 通訳案内 士 一の業務 の禁止 の処分を受けた者で、 当該 処

分の 日から二年を経過 しな 1 ŧ  $\mathcal{O}$ 

六 総合特 別区域法第四十三条第九項において準用する通訳案内士法第三十三条第一項の規定により 地

活性 化総合特別区 域 通訳案内士の業務 の禁止  $\overline{\mathcal{O}}$ 処分を受けた者で、 当該. 処分の 日から二年を経過しない

ŧ  $\mathcal{O}$ 

6

福 島 特例 通訳案内士は、 福島以外におい て、 報酬を得て、 通訳案内を業として行ってはならな

るの いて準用する第十八条」と、 第十八条、 通訳案内士法第三章の規定は、 条第一 は 福 項及び第二十二条中 第十九条 島 特 例 通 訳案内士登録簿」 (見出しを含む。) 及び第二十七条 同法第二十条第一項、第二十一条、 「第十八条」 福島特例通訳案内士の登録について準用する。 と 同法第十九条中 とあるの は 「福· (見出しを含む。) 「都道 島復興再生 第二十二条、 府県」 とあるの 特別措置法第三十八条第 中 第二十三条第一項及び第二 「通訳案内士登録 この場合において、 は 福 島県」 と 七 簿 同 項 とあ ĺΞ 法 同 法 お 第

7

十四四 出 十六条中 項第三号中 しを含む。) 条から第二十七条までの規定中 「第二十一条第一項」とあるのは 「第四 中 「通訳案内 条各号」 とあ 士 登録 る 0) 証 「都道府県知事」 は とあ 福 「福島復興再生特別措置法第三十八条第七項にお るの 島 復 興 は 《再生特別措置法第三十八条第五 福 とあるのは 島特例 通 訳案内 「福島県知事」と、 士 登録 証 と |項各号] 同法第二十二条 同 法第二十 いて準用する 同 五 法 条第 第二 ( 見

8 通 訳 案内士 法 第四 章の 規定 は、 福 島 特 例 通 訳案内士の業務につい て準用する。 この場合におい て、 同 法

第三十二条第

項中

「第三十

五

条第

項

とあるの

は

「福·

島

|復興|

再生特別措置法第三十八条第

九

項

お

第二十一条第一項」

と読み替えるものとする。

て準用する第三十五条第一項」と、 同条第二項並びに同法第三十三条第一 項及び第二項並びに第三十四条

中 「都道府県知事」とあるのは 「福島県知事」と、 同法第三十三条第一項中 「この法律又はこの法律」と

あ る  $\mathcal{O}$ は 福 島復興再生特別措置法又は同法」 と読み替えるものとする。

9 通 記案内 士 法第三十五 条 O規定は、 福 島特 例 通 訳案内士 の団体につい て準 用する。 この 場合にお

同 · 条 第 項 反び 第三 項 中 観 光庁長官」 とあ るの は、 「福<sub>·</sub> 島県 知 事 と読 み替えるものとする。

10 次の各号のいずれかに該当する者は、 五十万円以下の罰金に処する。

一 第六項の規定に違反した者

偽りその 他不正 の手段によ り福島 特例 通 訳案内士の登録を受けた者

三 第 八項 E お 1 · て準 用する通 訳案内士法第三十三条第 項  $\mathcal{O}$ 規定による業務 の停止の 処分に違反した者

11 次の各号の いずれかに該当する者は、三十万円以下の罰 金に処する。

第八項において準用する通訳案内士法第三十条の規定に違反した者

第八項にお 7 て準用する通訳案内士法第三十四条の 規定による報告をせず、 又は虚然 偽 の報告をした者

12 第九 項 E お 1 て準 甪 する通 訳案内士法第三十五条第 項  $\mathcal{O}$ 寸 体が 同 項  $\bigcirc$ 規定に よる届 出をせず、 又は虚

偽  $\mathcal{O}$ 届 出をしたときは、 その団体の代表者又は管理者を三十万円以下の 過料に処する。

13

第八項に お いて準 用する通訳案内士法第二十九条第一 項又は第二項の規定に違反した者は、 十万円以下

の過料に処する。

(商標法の特例)

第三十 九 条 福 島 !! 知 事 が、 第三十六条第一 二項 第 三号 口 · に規· 定す る商 品品 等 需 要開 拓 事 業 (以下この 条 に お

7 一商 品等 需 要開. 拓事業」 という。) を定め た産業復興再生計 画に . つ い て、 内 閣 総 地理大臣  $\mathcal{O}$ 認定 を申 請

その 認定を受けたときは、 当該産業復興 (再生計 画に 記 載され た第七 項  $\mathcal{O}$ 実施 期間内に 限 ŋ 当該 商 品品

需 要 開 拓 事 業に つい て は 次項 か ら第六項 まで  $\mathcal{O}$ 規定を適用する。

2 特 許 庁 長 官 は 前 項  $\mathcal{O}$ 認定を受け た産 業復 興 有 生 計 画 に定 8 5 れ た 商 品品 等 需要開 拓事 業 に係 る 商 品 又 は

役務 に 係 る 地 域 寸 体 商 標  $\mathcal{O}$ 商 標 登録 (商 標法 韶 和三十 四年法律第百二十七号) 第七条の二第一 項 に 規 定

す る地 域 団 体商 標の 商標登録 を いう。 以下この項及び次項にお いて同じ。 )について、 同法第四 + · 条 第

項 若 しくは第二 「項又は第四十一 条の二第 一項若しくは第二項  $\mathcal{O}$ 登 録 料 · を納 付すべ き者が 当 該 商 品 等 需 要 開

拓事 業  $\mathcal{O}$ 実施、 主 体であるときは 政令で定めるところにより、 当 該 登 録 料 (前 項  $\mathcal{O}$ 実 施 期 間 内 12 地 域 寸 体

商 標  $\mathcal{O}$ 商 標登録を受ける場合の ŧ  $\mathcal{O}$ 又は当該 実施期間 内に 地 域 団 体 商 標に係る商標 権  $\mathcal{O}$ 存 続 期 間  $\mathcal{O}$ 更 新

登

十八 録 の申請をする場合のものに限る。)を軽減し、 条第二項並びに第二十三条第一項及び第二項 とあるの は 納 付 又はそ  $\mathcal{O}$ 納 付  $\mathcal{O}$ 免除 の規定 又は免除することができる。 が あ つたとき」とする。 の適用については、 これらの この場合にお 規定中 いて、 納納 付 同 が 法第 あ

3 定に 商 は役務に係る地域団体 品品 特 ょ 等需 許 り納 庁 要開 長官は 付 すべき商標登 拓 ;事業の実施主体であるときは、 第 項 商標の商標登録について、  $\mathcal{O}$ 録 認 出 定を受け 願  $\mathcal{O}$ 手数料 た産業復興 ( 第 政令で定めるところにより、 項の 当該地域団体· 再生 実施期間 計 画 に定め 商 内 に商 標の 5 ħ 商 た商 標登録出 標登録を受けようとする者が当 品等需要開 商標法第七十六条第二項 願をする場合の 拓事業に係 t る商  $\mathcal{O}$ に 限 品品  $\mathcal{O}$ る 該 規 又

第二項 の二第  $\mathcal{O}$ 共有 商 標法第四十条第一 に係る場合であって持っ の規定による登録料の軽減又は免除 項若 しくは第 項若しくは第二項又は第四十一条の二第一項若しくは第二項の登録料は、 項  $\mathcal{O}$ 規 分の定め 定 に か カゝ があるときは、 わ らず、 (以下この項において 各共有者ごとにこれらに規定する登 同法第四十条第一項若しくは第二項又は第 「減免」という。 を受ける者を含む 録 料  $\mathcal{O}$ 金 額 匝 商標権 減 1十一条 免 を が

受ける者にあっては、

その減な

免後の

金額)

にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、

その

4

を軽減

又は免除することが

できる。

額を納付しなければならない。

5 商標登録 出 願により生じた権 利が第三項の規定による商標登録出願の手数料の軽減又は免除 (以下この

項に お V 7 「減免」 という。)を受ける者を含む者の ) 共有 に係る場合であって持分の 定 8 が あ るときは

れ 5 の者が 自己の 商標登録 出 願 により生じた権利に つい て商標法第七十六条第二 項  $\mathcal{O}$ 規定に、 より 納 付

ベ き商 標登録出願の手数料は 同項の規定にかかわらず、 各共有者ごとに同項に規定する商標登録 出 願  $\mathcal{O}$ 

手数料  $\mathcal{O}$ 金額 (減免を受ける者にあっては、 その 減免後の金額) にその持分の割合を乗じて得た額を合算

して得た額とし、その額を納付しなければならない。

6 前二 項  $\mathcal{O}$ 規定により算定 し た登録 料又は 手数料の 金額に十円未満 の端数があるときは、 その 端 数は、 切

り捨てるものとする。

7 第 項の産業復興再生計画には、 第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、 商品等需要開拓事業ご

こに、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

(種苗法の特例)

第四. | | | | | 福島県知事が、 第三十六条第二項第三号ハに規定する新品種育成事業 (以下この条にお いて 新

밆 を受けたときは、 種 育成事業」という。) 当 一該認定の を定めた産業復興再生計画について、 日以後は、 当該新品種育成事業につい 内閣総理大臣の認定を申請 ては、 次項及び第三項の規定 を適 その認定 用 す

2 農林· 水産大臣 は、 前 項の 認定を受けた産業復興再生計 画に定めら れた新品種育成 事 業  $\mathcal{O}$ 成果に係 る出 願

る。

品 種 ( 種 苗法 (平成十年法律第八十三号) 第四条第一 項に規定する出願品種 を 1 V. 当該産業復 興 再 生計

画に定められ た第四 項の実施期間 の終了日から起算して二年以内 .に品種で 登録出 願されたも のに限 る。 以下

この 項におい て同じ。 に関する品 種 登 録 出 願について、 その出て 「願者が 次に掲げる者であ って当該 新 品品 種

き出 育成 願 事 料を軽減 業  $\mathcal{O}$ 実施、 主体であるときは、 又は免除することができる。 政令で定めるところにより、 同法第六条第 項の 規定により 納 付

その出 願 沿種 の育成 (種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。 次号及び次項において同じ。) を

した者

その 出 願 品 種 が 種苗法第 八条第 項に規 定する従業者等 (次項第二号にお į١ 7 「従業者等」

が育成をした同 条第 一項に規定する職務育成品種 (同号において 「職務育成品種」という。) であっ

すべ

て、 契約、 勤務規則その他の定めによりあらかじめ同項に規定する使用者等 (以下この号及び次項第二

号に おいて 「使用者等」という。 が品種 登録出願をすることが定めら れてい る場合にお いて、 その 品

種登録出願をした使用者等

3

農林 水産大臣 は、 第 項  $\mathcal{O}$ 認定を受けた産業復興 再生計 画に定めら ħ た新品 種 育成事 業  $\mathcal{O}$ 成 果 に係 る 登

録 品 種 **種** 苗法第二十条第一項に規定する登録品種を 1 \ <u>`</u> 当該産業復興 再生計画に定められた次項  $\mathcal{O}$ 実

施 期 間  $\mathcal{O}$ 終了 日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。 以下この項において同 12

ついて、 同法第四十五 条第一 項の規定に よる第 年 から第六年までの 各年 分の 登録 跳料を納<sup>7</sup> 付 すべ き者 が 次

に掲 げ る者であって当該 新 品品 種 育成 事 業  $\mathcal{O}$ 実 施主体であるときは、 政令で定めるところにより、 登録 料 を

軽減し、又は免除することができる。

その登録品種の育成をした者

その 登録 品 種が 従業者等が育成をした職 務育成品 種であって、 契約、 勤務 規則その 他 の定めにより あ

5 か じめ 使 用 者等 が 品 種 登 録 出 願 をすること又は従業者等が L た 品 種 登 録 出 願  $\mathcal{O}$ 出 願 者  $\mathcal{O}$ 名 義 を 使 用 者

等に変更することが定められている場合において、 その品種 登録 出 願をした使用者等又は その従業者等

がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

4 第一 項の 産業復興再生計画には、 第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、 新品種育成事業ごとに

、当該事業の目標及び実施期間を定めるものとする。

5

第

項

 $\hat{O}$ 

規定による認定の

申

請

には、

当該

申請に係る産業復興再生計画に定めようとする新品

種

育成

業を実施するために必要な資金 の額及びその調達方法を記載した書面を添付しなければならない。

# (地熱資源開発事業)

第四十 条 福 島 以果知事 が、 第三十六条第二項第三号ニに規定する地熱資源開 **飛**発事業 ( 以 下 「地熱資源 開 発

事 業 という。 を定めた産業復興再生計画 について、 内 閣 総理-大臣  $\mathcal{O}$ 認定を申 請 その 認定を受けた

ときは、 当該認定の 日以後は、 当該地熱資源開発事業については、 次条から第四十五条までの規定を適用

する。

## (地熱資源開発計画)

第四十二条 福 島 県知 事 は、 復興庁令で定めるところにより、 前 条 の認定を受け た産業復興 角生計 画 に定

5 ħ た地熱資源開発事業に係る地熱資源の開発に関する計画 (以下 「地熱資源開 発計画」 という。) を作

成することができる。

2 地熱資源開 発計画には、 次に掲げる事項を記載するものとする。

一 地熱資源開発事業の実施区域

二 地熱資源開発事業の目標

 $\equiv$ 地 熱資源開発事業の内容、 実施主体その他の復興庁令で定める事項

四 地熱資源開発事業の実施期間

五 その他地熱資源開発事業の実施に関し必要な事項

3 福 島 県 知 事 は、 地熱資源開 発計画を作成しようとするときは、 あらかじめ、 前項第三号に規定する実施

主体として定めようとする者の同意を得なければならない。

4 福 島県知事は、 地熱資源開発計画を作成しようとするときは、 あらかじめ、 関係市町村長の意見を聴く

とともに、 公聴会の 開催その 他 の住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。

5 福 島 [県知 事 は 地熱資源開 発計 画を作成したときは、 遅滞なく、 これを公表しなけ ń ば ならな

6 前三 項の規定は、 地熱資源開発計 画  $\mathcal{O}$ 変更 (復興庁令で定める軽微な変更を除く。 )について準用する。

# (地域森林計画の変更等に関する特例)

第四十三条 前条第二項第三号に掲げ る事 項には、 地熱資 源開 発事 - 業の実施に関連して行う次の各号に掲げ

る変更、 指定又は 解除 (第六項 E お *\* \ て 地地 域森林計 画 の変更等」という。 に係る る当該各号に定 8 る事

項を記載することができる。

地 域 森林 計画区 域 (森林法 (昭和二十六年法律第二百四十九号) 第五条第一 項の規定によりたてられ

た地 域 森林 計 画の 対象とする森林 (同法第二条第一項に規定する森林をいう。 以下この号及び次項第二

号に おいて同じ。) 0) 区域をいう。 の変更 当該変更に係る森林  $\mathcal{O}$ 区 域

保安林 (森林法第二十五 条又は第二十五条 の二の 規定により指 定され た保安林をいう。 以下この号及

び 次項に お いて同じ。 の指定又は解除 その 保安林の所在場所及び指定の Í 的 並び に保安林 の指定に

係 る事 項を記載しようとする場合にあっては指定施業要件 (同法第三十三条第一 項に規定する指定施 業

要件をいう。)

2 福 島 [県知 事 は、 地 <sup>2</sup>熱資 源開 発計 画に 次の各号に掲げ る事項を記載 しようとするときは、 当該事 項 に つい

て、 復興庁令 農林水産省令で定めるところにより、 あらかじめ、 それぞれ当該各号に定める手 続を経な

ければならない。

の意見を聴くこと並びに内 前 項第一号に定める事項 閣 総理 福島県に置かれる都道府県森林審議会及び福島県を管轄する森林管理局長 大臣 を経 由 して農林 水産 大臣 に協 議をすること。

前項第二号に定める事 項 (海岸法第三条の 規定により指定された海岸保全区域内の森林につい 7 の保

安林 の指定に係るものに限る。) 当該海岸保全区域を管理する海岸管理者に協議をすること。

三 前項第二号に定める事項 (森林法第二十五条の規定による保安林の指定、 同法第二十六条の規定によ

る保安林  $\mathcal{O}$ 指 定の 解除 又は 同法第二十六条の二第四項各号のいずれ か に該当する保安林 - の指 定  $\mathcal{O}$ 解 除 に

係るも Ō に 限 る。 内 閣 総 理大臣を経由 して農林 水産大臣 に 協 議をし、 その 同 意を得ること。

3 福 島 県 知 事 は 地 熱資源開 発計画に第一項各号のいずれかに定める事項を記載しようとするときは、 当

該 事 項について、 農林水産省令で定めるところにより、 あらかじめ、 その旨を公告し、 当該事項の案を、

当該 事 項を地熱資源 開 発計 画に記載しようとする理由を記載した書面を添えて、 当該公告の 日 か ら二週間

公衆の縦覧に供しなければならない。

4

前 項 0) 規定による公告があったときは、 福島 の住民及び利害関係人は、 同項の縦覧期間満了の日までに

縦覧に供された当該事項の案について、 福島県知事に、 意見書を提出することができる。

5 福 島 鼠果知事 は、 第二項第一号に定める手続を経るときは、 前項 の規定により提出された意見書 (第一項

第一 号に掲げ る事項に係るものに限る。 の要旨を福島県に置か れ る都道府県森林審議会に提出 しなけ 'n

ばならない。

6 第一 項各号に定める事項が記載された地熱資源開発計画が前条第五項の規定により公表されたときは、

当該 公表の日に当該事項に係る地域森林計画 の変更等がされたものとみなす。

(地熱資源開発事業に係る許認可等の特例)

第四十 应 条 第四 十二条第二項第三号に掲げる事 項には、 地熱資源開 発事 業の実施に係る次に掲げる事項を

記載することができる。

温 泉法 (昭和二十三年法律第百二十五号)第三条第一項又は第十一条第一項の許可を要する行為に関

する事項

- 二 森林法第十条の二第一項の許可を要する行為に関する事項
- $\equiv$ 森林法第三十四条第一項又は第二項の許可を要する行為に関する事項

匹 自 然公園法 (昭和三十二年法律第百六十一号)第十条第六項の規定による協議若しくは認可、 同 法第

一十条第三項  $\mathcal{O}$ 許 可 同 項第 一号又は第四号に係るものに限る。 次条第 一項において同じ。 又は 同 法

第三十三条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

五.

電

気事

業法

(昭

和

三十九年法律第百七十号)

第九条第

二項、

第十六条の二第一項若しくは第二項又は

第四十八条第一項の規定による届出を要する行為に関する事項

六 新 エネルギ · 利 用等の促進に関する特別措置法 (平成九年法律第三十七号) 第八条第一 項の認定を

する行為に関する事項

2

福 島 県 知 事 は 地 熱資源開 発計 画 に次の各号に掲げる事項を記載しようとするときは、 当該 事 項 E つい

て、 復興庁令 農林水産省令 経済産業省令・環境省令で定めるところにより、 あらかじめ、 それぞれ当

該各号に定める手続を経なければならない。

前 項第一 号に定める事項 自 然環境保全法 昭昭 和 四十七年法律第八十五号) 第五十一 条の規定により

置 か れ る審議 会その 他  $\mathcal{O}$ 合 議 制  $\mathcal{O}$ 機 関 (以下この号にお いて 「審議会等」という。  $\mathcal{O}$ 意見 を聴くこと

(隣接県に おける温泉の湧 出 量 温 度又は成分に影響を及ぼす おそれがある許可を要する行為に関する

事項にあっては、 審議会等の意見を聴くこと及び内閣総理大臣を経由して環境大臣に協議をすること。

前 項第二号に定める事 項 福 島県に 置 か れ る都道府県森林審議会の意見を聴くこと。

 $\equiv$ 前 項第四 [号に定める事 項 **国** 立公園 (自然公園法第) 二条第二号に規定する国立 一公園をいう。 次号に

議をすること。

1

て同じ。)に係る協議を要する行為に関する事項に限る。)

内閣総理大臣を経由して環境大臣

お

匹 前 項第四日 号に定める事項 国 立公園に係る認可、 許 可 又は届出を要する行為に関する事項に限る。

内 閣 総 理大臣を経 由 して環境大臣に協議をし、 その 同 意を得ること。

五. 前項第五号に定める事項 (電気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定に

よる届出を要する行為に関する事項に限る。) 内 閣 総理大臣を経由 して経済産業大臣に通知すること。

六 前 頭第五1 号に定める事項 (電気事業法第四十八条第 項の規定による届出を要する行為に関する事 項

に限 内閣 総 理 大臣 を経 由 て経済産業大臣に協 議を その 同 意を得ること。

七 前 項第六号に定める事 項 内 閣 総理大臣を経由して主務大臣 (新エネルギー利用等の促進に関する特

別措置法第十五条に規定する主務大臣をいう。)に協議をし、その同意を得ること。

第四十五条 次の表の上欄に掲げる事項が記載された地熱資源開発計 画が第四十二条第五項の規定により公

表されたときは、 当該公表の日に当該事項に係る地熱資源開発事業の実施主体に対する同表の下欄に掲 げ

る許可、認可又は認定があったものとみなす。

前条第一項第一号に掲げる事項	温泉法第三条第一項又は第十一条第一項の許可
前条第一項第二号に掲げる事項	森林法第十条の二第一項の許可
前条第一項第三号に掲げる事項	森林法第三十四条第一項又は第二項の許可
前条第一項第四号に掲げる事項(自然公園法第十条	同法第十条第六項の認可又は同法第二十条第三
第六項の認可又は同法第二十条第三項の許可に係る	項の許可
ものに限る。)	
前条第一項第六号に掲げる事項	新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法
	第八条第一項の認定

2

は、 当該事項に係る地熱資源開発事業については、 当該各号に定める規定は、 適用しない。

前条第一 項第四号に掲げる事項 (自然公園法第十条第六項の規定による協議に係るも のに限る。

#### 同法第十条第六項

- 前条第一 項第四号に掲げる事項 (自然公園法第三十三条第一 項の規定による届出に係るものに限る。
- ) 同法第三十三条第一項及び第二項
- 三 前条第一項第五号に掲げる事項 (電気事業法第四十八条第一項の規定による届出に係るものに限る。
- ) 同法第四十八条第一項

3

定による届出に係るものに限る。

前 条第 項第五号に掲げる事 項 (電 気事業法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項 の規

が記載された地熱資源開

発計画が第四十二条第五項の規定により公表

されたときは、 同法第九条第二項又は第十六条の二第一項若しくは第二項の規定による届出があったもの

とみなす。

(流通機能向上事業に係る許認可等の特例)

第四十六条 福島県知事が、 第三十六条第二項第三号ホに規定する流通機能向上事業 (以下この条において

「流通機能向上事業」という。)を定めた産業復興再生計画について、 同号に掲げる事項として次の表の

上欄 に掲げる事項のい ずれかを定めた場合であって、 国土交通省令で定める書類を添付して、 内閣 総 理大

臣 (T) 認定を申請 その認定を受けたときは、 当該流通機能 向 上 事業のうち、 同表 の下欄に掲げ Ź 登録、

変更登

録、

許可若しくは認可を受け、

又は届出をしなけ

ればならないものについ

ては、

当該

認定

 $\mathcal{O}$ 

日

にお

いて、これらの登録、 変更登録、 許可若しくは認可を受け、 又は届出をしたものとみなす。

	為こ関する事項
	登録又は同条第三項の規定による届出を要する行
変更登録又は同条第三項の規定による届出	)第三条第一項の登録、同法第七条第一項の変更
同法第三条第一項の登録、同法第七条第一項の	二 貨物利用運送事業法(平成元年法律第八十二号
	事項
	条第三項の規定による届出を要する行為に関する
録又は同条第三項の規定による届出	三条の登録、同法第七条第一項の変更登録又は同
同法第三条の登録、同法第七条第一項の変更登	一 倉庫業法(昭和三十一年法律第百二十一号)第

	る事項
	同条第三項の規定による届出を要する行為に関す
は同条第三項の規定による届出	号)第三条の許可、同法第九条第一項の認可又は
同法第三条の許可、同法第九条第一項の認可又	六 貨物自動車運送事業法(平成元年法律第八十三
	定による届出を要する行為に関する事項
第二項の認可又は同条第四項の規定による届出	同法第四十六条第二項の認可又は同条第四項の規
同法第四十五条第一項の許可、同法第四十六条	五 貨物利用運送事業法第四十五条第一項の許可、
届出	の規定による届出を要する行為に関する事項
第一項の変更登録又は同条第三項の規定による	同法第三十九条第一項の変更登録又は同条第三項
同法第三十五条第一項の登録、同法第三十九条	四 貨物利用運送事業法第三十五条第一項の登録、
	届出を要する行為に関する事項
認可又は同条第三項の規定による届出	十五条第一項の認可又は同条第三項の規定による
同法第二十条の許可、同法第二十五条第一項の	三 貨物利用運送事業法第二十条の許可、同法第二

- 2 前項 の産業復興再生計画には、 第三十六条第二項第三号に掲げる事項として、 流通機能向上事業ごとに
- 当該 事 業  $\mathcal{O}$ 目 標、 流通業務 施設 の概要及び実施時期を定めるものとする。
- 3 福 島 県 知 事 は 第 項  $\mathcal{O}$ 認 定 を申 . 請 しようとするときは、 第三十六条第四 項  $\hat{O}$ 規定に か か わらず、 当該
- $\mathcal{O}$ 実 施主体として当該産業復興再生計画に定めようとする者の同意を得なければならな

申

請

に

係

る産

業復興再生計

画に定めようとする流通機能

向

上事

業  $\mathcal{O}$ 内

|容に

つい

て、

当該

流

通

機

能

向

事

業

- 4 国土交通大臣は、 第 項の規定による認定の申請に係る第三十六条第十項 (第三十七条第一 項におい
- 読み替えて準用する東日本大震災復興特 別区 域 法第六条第二項にお いて準用する場合を含む。 以下この 条
- 上 に 事 お 業が 7 て同じ。 次の各号のい  $\mathcal{O}$ 同 意を求 ずれかに該当するときは、 められ たときは、 当 該· 第三十六条第十項の同意をしてはならな 审 請 に係る産業復興 再 生 計 画 に 定定め 5 ħ た流 通 機 能 向
- 第 一項の表第一号の上欄 れかに該当するとき。 に掲げる事項に係る流通機能 向上事業の実施主体が、 倉庫業法第六条第一項

各号の

いず

六条第一項各号の 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 表第二号の上欄 ١ ﴿ ずれかに該当するとき。 に掲げ る事 項に係る流 通機能 向上事業の実施主体が、 貨物利用運送事業法第

第一項の表第三号の上欄に掲げる事項に係る流通機能 向上事業の実施主体が貨物利用運送事業法第二

十二条各号の いず n かに該当 į 又は当該 流 通 機 能 向上事業の 内 容が 同法第二十三条各号に掲げる基

に適 合してい な 1 · と認 8 るとき。

兀 第 項  $\widehat{\mathcal{O}}$ 表第四 号  $\mathcal{O}$ 上 欄 に 掲げ る事 項に 係る流 通機能 向上事 業 の実施 主体 が、 貨物利用運送事 法

三十八条第 項各号のいずれかに該当するとき。

五.

第

項の表第六号の上欄

12

掲げる事項に係る流

通

機能

向

上事業の実施主体が貨物自動

車

運送事業法

五. 一条各号  $\mathcal{O}$ 1 ず 'n カ に該当し、 又は当 該 流 通 機 能 向 上 事 業  $\mathcal{O}$ 内 容 が 同 法第六条各号に掲げ る基 準 に 適

て な لح 認め るとき。

5

玉 王 交通大臣 は、 第 項の 規定による認定の申請に係る第三十六条第十 ·項 の 同 意を求められたときは、

該 申 請 に係る産業復興再生計 画に定められた流通 機 能 向 上事業のうち、 貨物 利 用運送事業法第 匹 十五

第一 項  $\mathcal{O}$ 許可 を受け なけ ń ば ならな 1 ŧ 0 につ *(* ) て、 その 同 意に お 7 て、 国際 約 束を誠実に履 行するとと

Ł に、 玉 際貨物 運 送 (同 法第 六条第 項第 五 号に 規定する国際貨 物 運 送を 7 . う。 に係る る第 種 貨 物 利 用

運送 事 業 同 法第二条第八項に 規定する第二 種貨物利用 運送事業をいう。) の分野にお いて公正 な 事 業活

動 が 行わ れ、 その健全な発達が確保されるよう配慮するものとする。

6 国土交通大臣は、 福 島県知事 及び第一 項の 規定による認定 の申 請 に係る産業復興再生計 画に定められた

流 通 機 能 向 上 事 ·業 の 実施、 主体に対して、 第三十六条第十項  $\mathcal{O}$ 同 意 に必要な情報の 提供を求めることが でき

る。

(政令等で規定された規制の特例措置)

第四十七条 福 島県知事 が、 第三十六条第二項第三号に規定する産業復興再生事業として、 同号へに規定す

る政令等規制 事業を定めた産業復興 (再生計 画 について、 内 閣 総理大臣  $\mathcal{O}$ 認定を申 請 Ļ その 認定を受けた

ときは、 当 該 政 令等規制 事業 に つい ては、 政 令により 規定され た規制 に係るもの に あ 0 7 は 政令 主務

省令により規定された規制に係るものに あっては復興庁令・ 主務省令で、 それぞれ定めるところにより、

同条第三項に規定する規制の特例措置を適用する。

(地方公共団体の事務に関する規制についての条例による特例措置)

第四十八条 福 島 県 知 事 が、 第三十六条第二項第三号に規定する産業復興 、再生事業として、 同号トに規定す

る地 方公共団体事務政令等規制事業を定めた産業復興再生計 画につい て、 内閣総理大臣  $\mathcal{O}$ 認定を申 請

に係 って その認定を受けたときは、 は るものに 復興庁 令 あって 主務省令で定めるところにより条例 は政令で定めるところにより条例で、 当該地方公共団体事務政令等規制事業については、 で、 それぞれ定めるところにより、 主務省令により 規定された規 政令により規定され 制 同 に係 条第 るも 三項 た規 0) 12 に 規 制 あ

第 二節 東日・ 本大震災復興特 を適用 莂 区域法  $\mathcal{O}$ 特例

定する

規

制

 $\mathcal{O}$ 

特

例

措

置

用

でする。

号及び 行う個 別 0) に寄与する事業」 被災 十 区 同 法 域 九 第四 者が 第四 条 基本方針」 人事業者又は法 離職 干 + 福 · 条 第 条第 島 記にお を余儀なくされ、 とあ とあるのは 項 項 1 いるのは 中  $\mathcal{O}$ 人に対する東 て産業集積 規 「 復 定 興  $\mathcal{O}$ 雇 「復興 産 適 業 又は の形 用 用 特 機会の 集 日 12 生産活 本大震 成及び 積 莂 つ 区 1 区 域 域 確保に寄与する事業」 7 は、 災復 活性 ...動 基本方針 (その全部  $\mathcal{O}$ 興 基 同 化を図ることを通じて雇用機会の 盤 特 法 第 別 に著しい被害を受けた地 (第二条第三項第二号イに係 又は 区 二条第 .域法第二条第三項第二号イ、 三項 部 と、 が、 第二号イ中 その全部 同法第四 域 条第九項第 又は 「東 E 確保に寄与する事 お る部分を除く。 日 部 け 本 第四 大震災  $\mathcal{O}$ る 区 雇 号 中 条第 域 用 機 に が 同号イに 会 ょ 九 復 0 項 り 興 第 業を 多 確 لح 特 保

規定す

る地

域で

あ

る市

町

村

 $\mathcal{O}$ 

区

域

に含まれるものに限る。

 $\subseteq$ 

とあるの

は

「復興

産

業集積区

域

第五 十条 福島 に おい て建築物 の建築及び賃貸をする事業であって産業集積の形成及び活性化に寄与するも

 $\mathcal{O}$ を行う個 人事 業者又は法人に対する東日本大震災復興特別 区域 法第二条第三項第二号口 及び第四 · 条第: 九

項 第 号の 規定  $\mathcal{O}$ 適 用に つい ては、 同法 第二条第三項 第 一号 口 中 「イに規定す る地 域 E お 1 て建 築 物  $\mathcal{O}$ 建

築及び 賃貸をす る事 業 とあ る  $\mathcal{O}$ は 建 築物  $\mathcal{O}$ 建 築及び賃貸をする事業」 ۲, 同 法 第四 条 第 九 項 第 号

復興 特別区域基本方針」 とあるのは 「復興特別区域基本方針 (第二条第三項第二号ロに係る部分を除く

。)」とする。

第三節 農林水産業の復興及び再生のための施策等

(農林· 水 産 業  $\mathcal{O}$ 復 興 及 び 再 生  $\mathcal{O}$ た 8  $\mathcal{O}$ 施 策

第五十一 条 国は、 原子: 力災害による被害を受けた福島の農林水産業の復興及び 再生を推進するため、 福 島

 $\mathcal{O}$ 地 方 公共団 体が行う農林水産物  $\mathcal{O}$ 消費の拡大、 農林-水産業に係る生産基 盤  $\mathcal{O}$ 整 備 農林 水 産 物  $\mathcal{O}$ 加 工 及

び 流 通  $\mathcal{O}$ 合理 花 農林 水産業を担うべき人材の育 成及び 確 保 農林 水産業に関する研究開 発  $\mathcal{O}$ 推 進 及びそ

 $\mathcal{O}$ 成 果 O普 及そ  $\tilde{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 取 組 を支援するため に必要な施策を講ずるものとする。

(中小企業の復興及び再生のための施策

第五十二条 国は、 原子力災害による被害を受けた福島の中 小企業の復興及び再生を推進するため、 中 小企

業  $\mathcal{O}$ 振 興  $\hat{O}$ ため で に 福 島  $\mathcal{O}$ 地 方 公共団 体 が 行う資 金の 確保、 人材 の育成、 生産若しくは販売又は役務  $\mathcal{O}$ 提 供

に係 る技 術  $\mathcal{O}$ 研 究開 発  $\mathcal{O}$ 促 進 そ  $\mathcal{O}$ 他  $\mathcal{O}$ 取 組 を支援するため に必要な施 策を講ずるものとする。

## (職業指導等の措置)

第五十三条 国 は 福 島  $\mathcal{O}$ 労働者の職業の安定を図るため、 職業指導、 職業紹介及び職業訓練の実施その他

の必要な措置を講ずるものとする。

(観光の振興等を通じた福島の復興及び再生のための施策)

第 五· + 兀 条 玉 は 観 光  $\mathcal{O}$ 振興 を通 じ て原子力災害による被害を受け た福 島  $\mathcal{O}$ 復 興及び 再生を推 進するた

福 島  $\mathcal{O}$ 地 方公共団 [体が行う国内外 か 5  $\bar{O}$ 観 光旅客の 来訪  $\mathcal{O}$ 促 進 福 島  $\mathcal{O}$ 観 光 地  $\mathcal{O}$ 魅力  $\mathcal{O}$ 増進、 玉 内 外に

お け Ź 福 島 の宣伝、 国際会議 の誘致を含めた国際交流の推進その他 の取 組 を支援するために必要な施 策

講ずるものとする。

2 独立 行 政 法 人国 [際交流基金 は、 福 島  $\mathcal{O}$ 特 性 に 配 慮 玉 際 文化 交流  $\mathcal{O}$ 目 的 を ŧ 0 て行う人物  $\mathcal{O}$ 派 遣 及び

招 V. 国際文化交流を目的とする催 L の実施若しくはあっせ ん又は当該催 しへ の援助若しくは参加その

他 の必要な措置を講ずることにより、 福島の国際交流の推進に資するよう努めるものとする。

(その他の産業の復興及び再生のための措置)

第五· 十五条 国は、 第五十一条 カ ら前条までに定めるもののほ か、 原子力災害による被害を受けた福 島  $\mathcal{O}$ 産

業  $\mathcal{O}$ 復 興 及び 再生の 推 進を図る ため、 放射性 物質による汚染の有 無又はその状況が き明らか にな 0 て 1 ない

ことに起因する商品の販売等の不振及び観光客の数の減少への対処その他の必要な取組に関 財政上、

税制上又は金融上の措置その他 の措置を講ずるよう努めるものとする。